

公示第168号

名古屋税関管内の税関官署の開庁時間外における所轄の特例についての公告  
の一部改正について

名古屋税関管内の税関官署の開庁時間外における所轄の特例についての公告（平成22年公示第236号）の一部を下記のとおり改正したので公告する。

平成30年6月18日

名古屋税関長 廣瀬 行成

記

名古屋税関管内の税関官署の開庁時間外における所轄の特例についての公告（平成22年公示第236号）の一部を次のように改正する。

別紙「新旧対照表」の「改正前」欄に掲げる部分を「改正後」欄に掲げるよう改める。

附 則

この公告は、平成30年7月1日から適用する。

## 名古屋税関管内の税関官署の開庁時間外における所轄の特例についての公告(平成22年公示第236号) 新旧対照表

(下線部分は改正部分)

改 正 後	改 正 前
1 <u>南部出張所及び西部出張所</u> の開庁時間外においては、各出張所長に委任される関税法施行令第92条第1項第2号、輸徴法施行令第30条第1項第2号及び税関長の権限の委任に係る税関官署の管轄区域及び税関長の権限の一部を税関官署の長に委任すること等についての公告（平成22年公示第131号。以下「委任告示」という。）記3の規定に基づく税関長の権限は、関税法施行令第92条第2項及び輸徴法施行令第30条第2項の規定に基づき制限する。	1 <u>稲永、南部及び西部各出張所</u> の開庁時間外においては、各出張所長に委任される関税法施行令第92条第1項第2号、輸徴法施行令第30条第1項第2号及び税関長の権限の委任に係る税関官署の管轄区域及び税関長の権限の一部を税関官署の長に委任すること等についての公告（平成22年公示第131号。以下「委任告示」という。）記3の規定に基づく税関長の権限は、関税法施行令第92条第2項及び輸徴法施行令第30条第2項の規定に基づき制限する。